

伊佐市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 平成28年4月28日(木)午後1時34分から4時35分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (35人)
会 長 15番委員
委 員

- | | | | |
|-------|-------|---------|---------|
| 1番委員 | 2番委員 | 1番推進委員 | 2番推進委員 |
| 3番委員 | 4番委員 | 3番推進委員 | 4番推進委員 |
| 5番委員 | 6番委員 | 5番推進委員 | 6番推進委員 |
| 7番委員 | 8番委員 | 7番推進委員 | 8番推進委員 |
| 9番委員 | 10番委員 | 9番推進委員 | 10番推進委員 |
| 11番委員 | 12番委員 | 11番推進委員 | 12番推進委員 |
| 13番委員 | 14番委員 | 13番推進委員 | 14番推進委員 |
| | | 15番推進委員 | 16番推進委員 |
| | | 17番推進委員 | 18番推進委員 |
| | | 19番推進委員 | 20番推進委員 |

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 (3番委員) (4番委員)

- 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決について
- 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外)申出」の意見決定について
- 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について
- 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について
- 議案第6号「非農地証明願」について
- 議案第7号「別段の面積(下限面積)」の決定について
- 議案第8号「非農地証明願」の内規について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 農地振興係長 農業振興係書記

【開始時間 午後1時34分】

事務局長 お疲れさまです。只今より、平成28年度第2回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆さんご苦労さまです。
本日は、農業委員・推進委員合同の総会という事で、4月の申請について協議を行う訳ですが、皆さん方のご協力をいただいてスムーズに議事が推進できれば有りがたいと思います。

本日の出席人数は、15名で規定に達しておりますので総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を指名いたします。3番農業委員・4番農業委員をお願いいたします。

只今から、総会をはじめます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告1号・農地法第18条第6項の規定による通知についてと、報告2号・農地の利用目的変更について報告をお願いいたします。

事務局長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、ご報告いたします。

資料の1ページから9ページになります。

農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が44件ありましたのでご報告いたします。

事務局 続きます、報告第2号 農地利用目的変更届けにつきまして、去る15日に事務局で現地調査を行いましたのでご報告いたします。

10ページをお開きください。

整理番号1番の申請者は、伊佐市菱刈重留に居住されておりますMYさん44歳で、自治会は重留東であります。申請地は伊佐市菱刈重留字鏡之上1536番の地目は田、地積は1,822㎡で、申請地の所在地は田中ふるさと館より北へ200mの自宅隣に位置し、現在、自己保全管理となっております。当該農地の地目は田となっておりますが、天水田の為、耕作できず長年不耕作となっておりましたが、今回、川内川河川工事の捨て土を利用し、野菜等を栽培していきたいという事でした。今後、田としての管理は難しく、遊休農地対策及び農地の有効利用としまして

も、本届け出は適切であると思われま事をご報告いたします。以上報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん質問はございませんか。

(なしという声あり。)

議 長 なしということで只今から、議案の審議に入ります。

————— 議案第1号 —————

議 長 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権移転につきまして説明いたします。

11ページをお開きください。

整理番号1番につきまして、譲渡人は伊佐市菱刈徳辺にお住まいのWHさんです。譲受人は伊佐市菱刈市山にお住まいのTTさんです。土地の所在地は伊佐市菱刈徳辺字楠本1080-1で地目は田、面積は634㎡他9筆で合計9,540㎡で所有権移転であります。

引き続き利用権設定について説明いたします。99ページの総括表をお開き下さい。期間は1年から10年です。面積は田1,221,023㎡、畑91,204㎡の合計1,312,227㎡です。利用権の設定をする者の数412人、設定を受ける者の数220人です。土地の明細につきましては12ページから98ページの整理番号1番から430番の通りです。皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。

(なしという声あり。)

議 長 なしと言うことでお諮りいたします。

議案第1号の報告のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求

めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、申請件数16件について一括で提案いたします。委員の皆さんご意見・質問は16件一括提案後をお願いいたします。また補足説明をされる推進委員は担当推進委員の調査報告後、補足説明をお願いいたします。

整理番号1番について担当推進委員の調査報告を求めます。
8番推進委員。

8 番
推 進 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について推進委員8番が報告をいたします。

整理番号1番。譲渡し人・TYさん63歳、自治会・八坂町。譲受人・TSさん44歳、自治会・浜里、田949㎡、相手方の要望で所有権移転売買によるものです。譲受人は規模拡大を進めておられます。申請地は大口里字羽柵田島2375-1、1筆、949㎡であります。

去る4月25日13時より推進委員15番さんと現地調査をいたしました。位置的には大口高校より北側500mのところに位置しており、水田で現在はTYさんが管理しておられまして、イタリアンを育成中で、よく管理されておられました。受人のTSさんは規模拡大という申請理由であり、耕作意欲は旺盛です。また、機械等は十分に完備しております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。特に特記すべき点はなかったと思われまます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上で調査報告を終わります。

議 長

8番推進委員の調査報告が終わりました。

整理番号2番について担当推進委員の調査報告を求めます。

14番委員。

14番
推進委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号2番につきまして去る4月22日に12番と14番が現地調査を行いましたので14番が報告いたします。

申請人はI Sさんで伊佐市菱刈前目に居住され自治会は山田中原で年齢は66歳です。譲渡人はK Sさん、伊佐市菱刈川北に居住され自治会は猶原で年齢は84歳です。申請地は伊佐市菱刈川北字出水元175番地1、地目は田、地積は2,604㎡で、贈与であります。受人の経営面積は21,669㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で通作距離は約3kmで、現況は良く管理された農地です。Kさんに聞きましたら、4・5年前からKさん自身が管理されていると言う事で、レンゲがきれいに生えておりました。申請地の位置は菱刈川北のU・Yショップから国道268号線を湧水方面へ100m程向かった左手川沿いです。北に民家、東に田、南に畑、西に国道268号線沿いです。現況は田であります。Iさんは経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により当申請地は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等などが添付してあります。委員の皆様方のご審議の方をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議長

14番推進委員の調査報告が終わりました。

整理番号3番について担当推進委員の調査報告を求めます。
3番推進委員。

3番
推進委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、申請人はKAさん、申請地は伊佐市大口田代の中綿瀬327番地、申請面積は4,494㎡、譲受人の現所有面積は16,309㎡、世帯の農業従事者数は3名で、これにつきましては、中綿瀬の中心地でありまして、崎山から曾木の滝におりる市道沿いのリサイクルセンターの近くにあり、現況は飼料の作付畑でありました。KAさんが耕作されており、申請理由は所有権を贈与してほしいという事になっております。耕作意欲は非常に畜産に熱心で、飼育増頭のために飼料畑を広げたいと意気込んでおられました。KAさんとしましては、一生懸命なって計画を考えているので、早い機会の所有権を得たいという事で真剣に考えておられました。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各

号に該当しないと思われまますので許可相当と思います。以上です。

議 長

3番推進委員の調査報告が終わりました。

整理番号4番について担当推進委員の調査報告を求めます。
11番推進委員。

1 1 番
推 進 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号4番につきまして去る4月25日、11番委員・13番委員が調査を行いましたので、私11番が報告いたします。

申請人、NKさんは伊佐市大口針持に居住され、自治会は堂山で、年齢は50歳です。渡し人、NAさんは鹿児島市下福元町に居住され、年齢は72歳です。Nさんの実家は申請人の近くで親戚同士であります。申請地は伊佐市大口針持字松坂3743番1、他2筆で、地目は畑、地積は3筆計1,424㎡で売買であります。受人の経営面積は2,914㎡ですが、今回の取得分と合わせ4,338㎡で取得可能面積になります。農業従事者は1名ですが、他に補助者1名で、通作距離は自宅のすぐ隣で、良く管理されております。経営意欲はあり、農機具も完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の1～7の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、行政書士への委任状、渡し人の住民票、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして報告を終わります。

議 長

11番推進委員の調査報告が終わりました。

整理番号5番について担当推進委員の調査報告を求めます。
16番推進委員。

1 6 番
推 進 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号5番について去る4月20日に6番委員と私16番委員で現地調査を行いましたので16番が報告をいたします。

申請人、SYさんは伊佐市大口原田に居住され、自治会は上原田で年齢は60歳です。渡し人、MKさんは伊佐市大口里に居住され、自治会は忠元で年齢は72歳です。申請地は伊佐市大口原田字鯉崎2047番地1、地目は畑、地積は448㎡で贈与であります。受人の経営面積は

23, 371 m²で取得可能面積であります。農業従事者は2名で通作距離は自宅より南南西約1、2kmで、現況は良く管理された畑でございます。MさんはSさんとは昔ながらの友人という中で今回の贈与というかたちをとられたそうです。経営意欲はあり農機具等も完備されておりました。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いししまして私の報告を終わります。

議長 16番推進委員の調査報告が終わりました。

整理番号6番について担当推進委員の調査報告を求めまます。
9番推進委員。

9番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号6番について、去る4月25日に4番・7番・9番3名で調査をいたしましたので9番が報告いたします。

申請人・SKさんは伊佐市大口山野に居住され、自治会は石井で年齢は65歳です。渡し人・YMさんは広島県に居住されております。年齢は69歳です。申請地は伊佐市大口山野字京塚3467番1、計3筆。地目は田です。地積は4,817 m²、売買になります。受人の経営面積は24,664 m²で取得可能面積であります。農業従事者は2名で通作距離は約1km圏内にあると思われまます。良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等も完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまます。

議長 9番推進委員の調査報告が終わりました。

整理番号7番について担当推進委員の調査報告を求めまます。
16番推進委員。

16番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号7番について去る4月20日に4番推進委員と私16番推進委員で現地調査を行いましたので16番が報告をいたします。

申請人、HFさんは伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は鉱業所で年齢は78歳です。渡し人、TNさんは伊佐市大口小木原に居住され、自治会は小木原上中で年齢は77歳です。申請地は伊佐市大口小木原字永山709番地1、地目は田、地積は1,553㎡で売買であります。受人の経営面積は224,388㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で通作距離は自宅から約3kmの位置で、十曾池から南側へ1kmくらいの位置にあり、現況は良く管理された田ですが、イタリアンが今現在植えてありました。経営意欲はあり農機具等も完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わらせていただきます。

議長

16番推進委員の調査報告が終わりました。

整理番号8番について担当推進委員の調査報告を求めまます。

1番推進委員。

1番推進委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号8番について去る4月23日に推進委員1番と10番で現地調査を行いましたので1番が報告をいたしまます。

申請人、STさんは伊佐市菱刈川南に居住され、自治会は町船津田下で年齢は68歳です。渡し人、HRさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は共進で年齢は75歳です。申請地は伊佐市菱刈川南字松ヶ平1885番地1・1885番地2・1886番地1・1886番地2・1890番地の5筆で、地目は田、地積は6,391㎡で、Hさんがこれまで耕作しておられて、Hさんの要望による売買による移転でございます。受人の経営面積は5,112㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で通作距離は約1,5kmで、現況は良く管理された水田でございます。経営意欲はあり農機具等も完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告とさせていただきます。

議長

1番推進委員の調査報告が終わりました。

整理番号9番について担当推進委員の調査報告を求めます。

13番推進委員。

13番
推進委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号9番について去る25日に15番推進委員と一緒に現地調査をいたしましたので13番が報告をいたします。

申請人で受人、NHさんは伊佐市大口目丸に居住、年齢は72歳です。自治会は上目丸です。譲渡人のSKさんは伊佐市大口目丸に居住、年齢は63歳です。自治会は中目丸です。申請地は伊佐市大口目丸字天師1144番2、地目は畑です。地積は188㎡で贈与になります。大口東小学校より西側約500m、申請人のNさんは10年以上耕作管理されています。経営面積は53,185㎡で取得可能面積であります。経営意欲はあり農機具等も揃っております。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、委任状等が添付されております。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わらせていただきます。

議長

13番推進委員の調査報告が終わりました。

整理番号10番について担当推進委員の調査報告を求めます。

7番推進委員。

7番
推進委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号10番について去る4月25日、推進委員12番と7番で現地調査を行いましたので7番が報告をいたします。

申請人、UOさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留西で、年齢は51歳です。渡し人・DMさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留西で、年齢は85歳です。申請地は伊佐市菱刈重留字柳ヶ丸942、重留大橋の西側に位置し、地目は田で、地積は2,265㎡で所有権売買であります。受人の経営面積は、24,409㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名、通作距離は約500mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図を添付してあります。委員の皆様のご審議方をよろ

	<p>しくお願いしまして7番の報告を終わります。</p>
議長	<p>7番推進委員の調査報告が終わりました。</p> <p>整理番号11番について担当推進委員の調査報告を求めます。 20番推進委員。</p>
20番推進委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号11番について去る4月25日、17番・5番で現地調査を行いましたので20番が報告いたします。</p> <p>申請人、NTさんは伊佐市大口目丸に居住され、自治会は目丸です。年齢は65歳です。渡し人、成年被後見人がITさん、成年後見人としてTTさんは宮崎県小林市に居住されています。申請地は伊佐市大口目丸1220番地1、地目は畑で、地積は797㎡で売買であります。受人の経営面積は、115,026㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名、通作距離は約500mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして私の報告を終わります。</p>
議長	<p>20番推進委員の調査報告が終わりました。</p> <p>整理番号12番について担当推進委員の調査報告を求めます。 5番推進委員。</p>
5番推進委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号12番につきまして去る4月25日に現地調査を行いましたので5番が報告いたします。</p> <p>申請人、MMさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、自治会は下市山で、年齢は65歳です。渡し人、MMさん外1名、伊佐市菱刈市山に居住され、自治会は下市山で、年齢は65歳です。申請地は伊佐市菱刈市山字飯伏201他2筆。地目は田、地積は6,655㎡で贈与であります。受人の経営面積は、995㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名、通作距離は200mくらい、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付</p>

してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議長

5番推進委員の調査報告が終わりました。

整理番号13番について担当推進委員の調査報告を求めます。
19番推進委員。

19番
推進委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号13番について去る4月26日、18番委員・19番委員で現地調査を行いましたので19番が報告いたします。

申請人、TTさんは、伊佐市大口宮人に居住され、自治会は下ノ木場、年齢は58歳です。渡し人、OTさんは、東京都板橋区若木に居住されています。申請地は伊佐市大口宮人字新開原966番1です。地目は畑、地積は1,019㎡で売買であります。受人の経営面積は29,519㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は3名、通作距離は約1kmです。経営意欲はあり農機具等は完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議長

19番推進委員の調査報告が終わりました。

整理番号14番について担当推進委員の調査報告を求めます。
3番推進委員。

3番
推進委員

去る24日に、6委員と2人で調査いたしましたが、当申請は、譲受人の庭先に位置しておりまして、現況は耕作畑地であります。耕作者はNMさんになっておりまして、所有権贈与の申請です。申請地はNMさんの庭続きで、NMさんの所有が妥当であると考えられます。これにつきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上です。

議長

3番推進委員の調査報告が終わりました。

8 番 推 進 委 員	<p>整理番号15番について担当推進委員の調査報告を求めます。 8番推進委員。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号15番について推進委員8番が報告申し上げます。</p> <p>申請者はHYさん、居住地は伊佐市大口白木。 渡し人、SSさんは年齢80歳、自治会は鳥巢下、受人はHYさん、37歳、自治会・白木であります。相手方の要望で高齢により農業廃止にともなう所有権移転売買です、譲受人は規模拡大を考えておられます。申請地は伊佐市大口鳥巢字樋掛883番1外4筆、合計6,788㎡です。</p> <p>去る4月25日11時頃より、推進委員2番さんと現地調査をいたしました。位置的には、鳥巢集落より浜里集落の入口付近で東と北は道路、西は河川、南は水田があります。現況は水田であり、イタリアンを育成中でよく管理されておりました。現耕作者はSSさんが耕作・管理されておられます。受人のHYさんは規模拡大という申請理由で、耕作意欲はおおいにあられます。農機具等は完備されておられます。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。報告を終わります。</p>
議 長	<p>8番推進委員の調査報告が終わりました。</p> <p>整理番号16番について担当推進委員の調査報告を求めます。 9番推進委員。</p>
9 番 推 進 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号16番について去る4月23日、6番委員と9番委員で現地調査を行いましたので9番が報告いたします。</p> <p>申請人、NTさんは、伊佐市大口目丸に居住され、自治会は上目丸です。年齢は65歳です。渡し人、TTさんは、伊佐市大口里に居住され、自治会は朝日町で、年齢は75歳です。申請地は伊佐市大口目丸字夫婦池1215番地と1221番地の2筆です。地目は畑、地積は249㎡、贈与であります。受人の経営面積は115,026㎡ですので取得可能面積であります。農業従事者は2名、通作距離は約1km、現況はよく管理された畑地でありました。経営意欲はあり農機具等も完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該</p>

当しないと思われまので、許可相当と思われま。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 9番推進委員の調査報告が終わりました。

申請件数16件について調査報告が終わりましたが、委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

議 長 はい。6番委員

6番委員 只今説明が終わりましたが、整理番号1番から16番まで一括報告が終わった後に、審議に入りますとありましたが、今後は、議案に対して整理番号一つずつ審議していった方がいい様な気がします。それぞれ名前の読み違い、番地の違いとか色々あるようですから。

議 長 今回は初めてでしたので、3条だけは一括で審議をさせてもらう形をとらせていただきました。どちらの方が良いですか。

(「1つずつ済ませた方がいい」という声あり。)

議 長 次回から1件ごとに決をとっていきたく思います。
今回は質問のある方は、整理番号何番について質問という事でお願ひします。

議 長 はい。1番委員。

1番委員 整理番号16番について、お尋ねしたいんですけど、受人の経営面積は115,026ではありませんか。

議 長 耕作面積というのは、利用権設定をされている分についても入ります。ですので、総会資料に載っている115,026㎡が、耕作されている面積になります。

他に、農業委員の方々質問ありませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということで、お諮りいたします。
農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数16件について許可する事に賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について申請件数16件について16件の許可が決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定について。

整理番号1番について担当推進委員の報告を求めます。18番推進委員。

18番推進委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出の意見決定の内、整理番号1番について、推進委員3番・18番・農業委員12番の3人で4月25日、現地調査を実施しました。現地は事前に事務局と18番が確認していましたので申請人は不在でしたが、3番・18番・12番の3名で調査を実施しました。18番が報告します。

申請人のHMさん56歳は、伊佐市大口白木に居住され兼業農家です。土地所有者は、HMさんで平成28年3月17日に死亡されているため、相続人・HMさんが申請されています。

申請地は大口白木字山神1313番348です。富ヶ丘ロータリー東北約300mに位置しており、地目は畑です。面積は1,880㎡です。現況は、東側に倉庫100㎡が建設され、宅地への通路が舗装されています。その他は耕作されておらず、苦竹が生え、非農地の状態になっています。北側は、本人の居宅です。東側は農道を挟んで、ソーラー発電施設が建設してあります。南側は宅地です。西側は申請農地と同じように、苦竹が生え、非農地の状態です。

除外目的に通常必要とされる面積規模からみて妥当と思われます。除外する事で、農用地の集団化や農作業の効率への影響はありません。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと思われれます。農用地等、保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはありません。申請地は土地改良事業等がなされた土地ではないため、問題

はありません。また、除外されたと仮定した場合、申請地は2種農地・その他の農地に該当します。現況からみて、非農地として証明できると思われます。以上のような理由により、除外はやむを得ないと調査委員の意見が一致しました。添付書類として、農用地利用計画の変更に係る意見について、農用地利用計画変更申出書、現地写真、修正図など、4点が添付されています。以上で調査報告を終わります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 18番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見ご質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
整理番号1番について意見の決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号1番は意見ならびに許可及び諮問が決定しました。

整理番号2番について担当推進委員の報告を求めます。19番推進委員。

19番推進委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出の意見決定についての内、整理番号2番につきまして去る4月25日、申請人のTTさん立会いのもと、6番農業委員、10番推進委員、私19番の3人で共同調査をいたしましたので、私19番委員が報告いたします。

申請人は伊佐市菱刈荒田にお住まいのTTさん、年齢は25歳であります。申請地は伊佐市菱刈荒田字建山3931番1、地目は田、地積は1,574㎡で、MT氏・牛舎から西側に200m位に位置し、自宅の隣接地であり、現況は田であります。周囲の状況は、東側・自宅、北側・田、西側・田、南側・農道で、用途変更後、牛舎増築及び牛の運動場整備予定を計画されております。生産牛を18頭、現在飼っていらっしゃいます。この申請は具体的な転用計画があり、周囲は北・西側は農地がありますが農用地区域外周部に位置しており、用途区分変更することで

農地の集団化・農作業の効率化への影響はないものと思われます。以上のような理由により用途区分変更は妥当であると判断いたしました。添付書類として、農地利用計画変更申出書、委任状、全部事項証明書、字図が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査委員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。以上で報告を終わります。

議 長 19番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見ご質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について意見の決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号2番は意見ならびに許可及び諮問が決定しました。

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申し出の意見決定について、申請件数2件について、意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について。

整理番号1番について担当推進委員の報告を求めます。

5番推進委員。

5 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号1番について去る4月25日14番委員と14番推進委員と私5番推進委員で、申請人、SH氏立会いのもと共同調査を行いましたので5番が報告いたします。

申請人、SHさんは伊佐市菱刈下手に居住し、S建設を経営する法人代表者であります。年齢は66歳、自治会は下手浜場であります。申請地の所在地は、伊佐市菱刈前目字ウツキ田982番地1、外1筆で、地目は田、地積2筆で947㎡です。農地区分は1種農地となっており、転用目的は農業用資材置場、申請地はまごし館から北西に約200mに位置しており、南側は道路を挟んで田、東側は宅地、北側は道路を挟んで田、西側も道路を挟んで田であり、周囲に与える影響はないものと思われまます。第1種農地ですが法人の資材置き場として整備することから、不許可の例外の集落接続施設に該当すると思われまます。添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、資金証明書、法人の定款等が提出されております。

調査の結果、この申請におきまして3名の調査委員の意見によって、適切であると判断いたしましたので、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。これで報告を終わります。

議 長 5番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について意見決定並びに許可及び諮問決定に賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号1番は意見決定並びに許可及び諮問が決定いたしました。

整理番号2番について担当推進委員の報告を求めます。

13番推進委員。

1 3 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、現地調査を今月25日申請者の代理人で行政書士のKSさん立会いのもと、15番推進委員、4番農業委員、私13番で現地調査を行いましたので、報告します。

申請人、NSさんは61歳、伊佐市大口青木に居住、自治会は下青木です。申請地は伊佐市大口青木字砂取ノ脇1052、外2筆です。面積は1,471㎡、田が59㎡・畑が1,412㎡です。転用目的は、農家住宅・倉庫及び通路です。調査内容、申請地は大口東小学校の東側約300m、南側は田と畑、西側は畑、東側は山林、北側は一般住宅です。農地区分・第2種農地、住宅が崖下移転にかかるため、南側の土地に農家住宅移転を計画された。現在、市道から進入路を隣接する東側の里道を利用。その東側の民地が管理放置状態の山林であり、巨木の枝が折れ、垂れ下がって危険であった。地主さんとは連絡がとれないという事でした。転用目的の農家住宅及び通路計画は妥当であるため、実現は確実と思われます。生活排水路などの被害防除に関する誓約書・計画書も添付してあります。資力及び信用融資証明書、預金残高証明書を添付してあります。計画面積の妥当性、建物の建築面積・住宅と倉庫で159・52㎡、所要面積は1,287㎡、進入路が184㎡です。所要面積1000㎡を超えるが、住宅東側に300㎡くらいの小菜園として使用するため、妥当だと思われます。添付資料として、事業計画書、被害防除誓約書ならび計画書、建設設計図、字図、融資証明書、預金残高証明書、他委任状などが添付されております。

以上のようなことから、転用はやむを得ないと思われます。委員の皆様のご審議をお願いして報告をおわります。

議 長 13番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・ご質問はございませんか。

(はい。補足説明の声あり)

15番推進委員

15番推進委員 調査に立会いをしましたので補足させていただきますと、先程、調査地の後方が一般住宅という説明でしたけれども、これは申請人の住宅でありまして、山裾にあり危ないということが指摘されましたので、この申請にあたり住宅を建設するということでありました。以上です。

議 長 ご質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということで、お諮りいたします。
整理番号2番について意見の決定並びに許可及び諮問の決定に賛成

		の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって、整理番号2番は意見決定並びに許可及び諮問が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号3番ですが、13番農業委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議の開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>整理番号3番について担当推進委員の調査報告を求めます。</p> <p>9番推進委員。</p>
9 推 進 委 員	番 委 員	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号3番について去る4月25日推進委員4番委員・農業委員7番委員・私9番の3名で共同調査をいたしましたので9番が報告いたします。</p> <p>申請人・THさんは伊佐市大口大田に居住し農業をされており、年齢は52歳、自治会は木崎であります。申請地の所在地は、伊佐市大口大田字稲荷ノ下1799番1で、地目は田、地積は1,926㎡です。農地区分は農用地区域内農地となっており、転用目的は農業用倉庫資材置場であります。申請地の所在地は、大田のMGMパチンコから東へ150m程の位置にあり、南側は田、東側は農道と用水路があつて挟んで田、北側は市道を挟んで田、西側は田であります。周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、資金証明書等が提出されております。</p> <p>調査の結果、この申請について3名の調査委員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様のご審議をお願いします。以上です。</p>
議	長	<p>9番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番について意見決定並びに許可及び諮問の決定に賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって、整理番号3番は意見の決定並びに許可及び諮問が決定いたしました。

ここで、13番農業委員の入室をお願いいたします。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について申請件数3件については意見決定並びに許可及び諮問3件が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について。

整理番号1番について担当推進委員の報告を求めます。
15番推進委員お願いします。

15番推進委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定の整理番号1番につきまして、去る25日申請人のH建設株式会社 営業部長でありますKMさんならびに行政書士のTRさん立会いのもと、私推進委員15番と13番委員ならびに農業委員4番委員で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人で譲受人はH建設株式会社、住所は鹿児島市真砂町。譲渡人はHT氏、61歳、住所は伊佐市大口元町、自治会は下元町。申請地は伊佐市大口木ノ氏字後迫1875-2で地目は田、地積は1,834㎡、賃貸借によるものであります。転用目的は太陽光発電施設を建設される予定であります。農地区分は第2種農地その他の農地に該当されるものと思われます。申請地の所在地は、国道268号線よりO電子株式会社に入る入口の約500mに位置しており、東側・南側・西側は山林であり、北側はすでにH建設株式会社さんの方で運用されている太陽光発電施設であります。周囲に与える影響はないものと思われます。太陽光発電事業ですが、自己資金により配置されるものでパネル設置枚数760

枚、パネル設置総面積は約1,834㎡、太陽電池出力は約999kwとのことでした。添付資料といたしまして、土地の全部事項証明書、事業計画書、資金証明書、位置図、配置図、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、H建設株式会社の定款、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備変更認定書、九州電力の需給契約書、土地賃貸借権の契約書、転用に関する契約書、行政書士のTRさんへの委任状などが添付してあります。

以上のようなことから、農地法上問題ないことであろうと思われました。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

議長 15番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、意見決定並びに許可及び諮問の決定に賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって、整理番号1番は意見並びに許可及び諮問が決定いたしました。

整理番号2番について担当推進委員の報告を求めます。

4番推進委員。

4番推進委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号2番につきまして去る4月25日、申請人、SKさんが立会いのもと、推進委員9番、農業委員7番委員、私4番委員の3人で共同調査をいたしましたので、4番委員が報告いたします。なお、T行政書士も立ち合っていていただいております。

譲受人は伊佐市大口里に居住のSKさん53歳で、自治会は上八坂です。渡し人は伊佐市菱刈川北に居住のIJさん74歳です。申請地の所在地は伊佐市大口里字一ツ橋元533-3、534-3、計2筆。112㎡で地目は田、現況はブルーベリー1本・竹1本・梅1本植えてあり

ます。本申請は所有権移転贈与になります。転用目的としまして、S種苗の資材置き場であります。申請地の所在地はドラッグストア・モリの駐車場より排水路を挟んで10mのところの位置しております。なおドラッグストア・モリの駐車場もSさん所有の土地です。南側はドラモリの駐車場、東側は駐車場、北側は田、西側は田、ドラッグストア・モリの隣のガソリンスタンドのすぐ後ろになります。添付書類として土地の全部事項証明書、被害防除に関する誓約書、被害防除計画書が添付しており、汚廃水処理確約書等が提出されております。周囲に与える影響はないと思います。

調査の結果、この申請については3名の調査委員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方の審議よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 4番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見・ご質問はありませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、意見の決定並びに許可及び諮問の決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号2番は意見並びに許可及び諮問が決定いたしました。

整理番号3番について担当推進委員の報告を求めます。

17番推進委員。

17番推進委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号3番につきまして去る4月25日、譲渡人のSKさん立会いのもと、5番委員、10番委員も参加していただきました。推進委員の20番委員と、私17番委員、4名で共同調査をいたしましたので17番が報告をいたします。

譲受人は鹿児島市中山町、株式会社I代表取締役YT氏であります。譲渡し人は伊佐市大口鳥巣にお住まいのSK氏で自治会は鳥巣下で

年齢は72歳であります。申請地は伊佐市大口鳥巢字松木原1426-1、地目は田、地積は1,174㎡であります。本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であり、農地区分は2種農地であります。申請地の所在地は、伊佐市文化会館より西へ1kmくらいに位置しており、南側は少し高い土手になっている宅地、東・北は渡し人の田と畑、西側は市道となっており、周囲に与える影響はないと思われます。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数200枚、パネル設置総面積1,174㎡、設置容量は49.9kwを予定されております。添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、定款、転用に関する誓約書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、経済産業省の通知書、地籍図、残高証明書、配置図、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請について4名で協議した結果、適当であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして17番の報告を終わります。

議長 17番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、意見の決定並びに許可及び諮問の決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって、整理番号3番は意見並びに許可及び諮問が決定いたしました。

整理番号4番について担当推進委員の報告を求めます。

12番推進委員。

12番推進委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定の、整理番号4番の調査報告を推進委員12番が報告いたします。調査日は去る4月25日。農業委員3番、推進委員7番、私の共同調査でございます。

渡し人住所・伊佐市菱刈下手です。名前はYY氏、75歳、自治会は

下手浜場です。受人住所・伊佐市菱刈下手です。名前はYYさん、44歳、自治会は下手浜場です。親子関係です。両名共に農業です。法律関係は所有権移転贈与でございます。申請地所在地・伊佐市菱刈下手字濱之馬2455番、地目は田、地積639㎡、転用目的は牛舎及び運動場です。所在地は旧山野線・下手信号のところより下手集会場より北の後ろのところですか。東は田、西は自宅です。南は水路・農道となっております。北側は竹林となっております。農地区分は2種農地です。添付書類は、5条申請書、事業計画書、全部事項証明書、字図、汚廃水処理確約書、被害防除計画書、土地改良の意見書、見積書、立面図、平面図、残高証明書、被害防除に関する誓約書など揃っております。なお和牛を8頭ほど飼育されるとのことです。Yさんは伊佐農地公社の12期生として1年間研修されています。クローバーの5月号の11ページに掲載されています。

3名で協議いたしまして、周囲に与える影響は問題ないと思われま。隣接者の方々に事前にご説明された方がよいのではないかと、アドバイスしておきました。3名で許可相当と思われまので、委員の皆様方のご審議をお願いいたします。以上、私の報告を終わります。

議 長 12番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということで、お諮りいたします。
整理番号4番について、意見の決定並びに許可及び諮問の決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号4番は意見並びに許可及び諮問が決定いたしました。

整理番号5番について担当推進委員の報告を求めます。

11番推進委員。

1 1 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並
推 進 委 員 びに許可及び諮問決定のうち、整理番号5番につきまして去る4月25

日、農業委員13番、推進委員8番と11番で共同調査をしましたので私11番が報告いたします。

譲受人は伊佐市大口大田にお住まいのKYさんで、自治会は高柳です。譲渡し人は伊佐市大口里にお住まいのJNさん 外1名であります。本申請は所有権移転売買で転用目的は、1棟10戸の共同住宅を建築し賃貸住宅を経営するとなっております。申請地は伊佐市大口里字本町1964番地5で、地目は畑、地積は854㎡です。農地区分は3種農地で第一種住居地域となっております。申請地の所在地は、伊佐市役所大口庁舎近くの忠元陸橋下より、ふれあいセンターの方向へ約70mの道路東に位置しており、西は道路、東と南は水路を挟んで宅地、北側は道路であり、周囲に与える影響はないものと思われます。現況は、南側約3分の1が竹林となっており、残りも原野化しております。これにつきましては、昭和61年に相続を受けて取得したが、すでに耕作放棄地の状態で放置されたままで、放置された時期も定かではないとの始末書が添付されております。また、汚水処理・生活排水については、合併浄化槽を設置するとしてあります。添付書類として、土地の全部事項証明書、字図、航空写真、事業計画書、住宅の延べ面積、建築面積、求積図、汚水処理確約書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、融資証明依頼書、金融機関の通帳残高証明書、行政書士への委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請について3名の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 11番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、意見の決定並びに許可及び諮問の決定に関することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号5番は意見並びに許可及び諮問が決定いたしました。

議長 整理番号6番・7番については譲受人が同一ですので、一括して担当推進委員の報告を求めます。

10番推進委員。

10番推進委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号6番・7番関連がございますので一緒に調査結果について報告をさせていただきます。調査年月日が4月25日、調査委員が農業委員6番委員、推進委員19番委員、私10番委員、さらに申請人の有限会社A企画さんより1名、譲渡し人のYMさん、計5名で共同調査・聞き取り調査をいたしましたので、推進委員の10番が報告いたします。

譲受人は有限会社A企画さん代表取締役 OKさんでございまして、法人でございます。渡し人はYM氏、79歳で伊佐市菱刈荒田にお住まいでございます。自治会は青木元。申請地は、菱刈荒田字曾源寺原3125-1で、地目及び面積は、畑667㎡でございます。転用目的は太陽光発電施設でございまして、法律的には所有権移転の売買でございます。調査内容でございますが、申請地は本城青木元集落内にございまして、農面道路のこがねロードに面しておりまして、現況は畑でございます。農地の区分でございますが、農用地区域外、都市計画外のその他2種農地に該当すると思われまして、なお、転用に関する資金力ですが、資金の調達につきましては自己資金ならびに融資であるため問題がないと思われ、また資金証明・融資証明が添付されております。申請に係る用途でございますが、転用目的は太陽光発電、パネル枚数232枚、60・32kwの発電を予定されておりまして計画も妥当であるため実現は確実と思われまして、周囲の農地等に係る営農条件への支障の有無でございますが、申請地の東は畑、西は畑、南は畑、北は農面こがねロードに面しておりまして、隣接地についてはなんら影響はなしという判断をいたしました。ただ、施工業者の譲受人に対しましては、隣接地地権者へは事業説明をしていただきたいと、雨水等につきましては用水路の方へ確実に流していただき、土手の崩落等の無いように細心の注意をしていただきたいということを申し添えをいたしました。

調査員3名で協議の結果、この内容については転用は妥当という判断をいたしました。添付書類といたしまして、全部事項証明書、汚廃水処理確約書も提出されておりますが、これは太陽光発電のため汚廃水は発生しないということでございました。それから、字図はもちろんですが、事業計画書、被害防除計画書、工事計画および内訳、残高および融資証明、会社の定款、すべての書類が添付されておりまして、先程申し上げ

ましたとおり、調査員といたしましては、この転用は問題ないのではないかと結論に達しましたので、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

10番
推進委員

続きまして、整理番号7番でございますが、受人は同じでございます。渡し人が伊佐市菱刈荒田にお住まいのY Tさん、年齢82歳、自治会は青木元でございます。申請地は菱刈荒田字曾源寺原3121-1、整理番号6番に隣接する畑でございます。地目及び面積は、現況畑593㎡でございます。転用目的も先程と同じく太陽光発電施設、法律的には所有権移転の売買でございます。調査内容につきましても、先程とほぼ同じでございます。場所も同じ所でございます。申請地は本城青木元集落内の農面道路こがねロードに面しており農地区分も2種農地、農用地区域外、都市計画外に該当すると思われま。なお、A企画さんの資力および資金の調達についても先程申し上げましたとおり、自己資金、融資であり資金証明、融資証明が添付されております。太陽光発電、パネル枚数232枚、60・32kwを予定しているということでございます。周囲の農地等に係る営農条件への支障の有無についても先程申し上げましたとおり、この件については周囲の農地に与える影響はないと判断しました。

添付書類といたしまして、全部事項証明書、字図、事業計画書、被害防除計画書、工事計画および内訳、残高および融資証明、A企画の定款等が添付されていまして、Y Tさんにつきましてはご主人が亡くなられて、相続に関するTさんへの相続する書類も添付されていまして、全ての書類が添付されていると判断いたしました。よって、この申請につきましても3人の調査の結果、転用は問題ないと判断いたしましたので農業委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いし、私の調査結果の報告を終わります。

議 長

10番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番・7番について、意見の決定ならびに許可及び諮問の決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって、整理番号6番・7番は意見並びに許可及び諮問が決定いたしました。</p> <p>整理番号8番について担当推進委員の報告を求めます。</p> <p>3番推進委員。</p>
3 番 推 進 委 員		<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号8番について報告をさせていただきます。現地を見ましたところ、崎山から曾木の滝におりるところのリサイクルプラザの近くにある畑でありまして、周辺は牧草地が多く当該地区の隣だけが、ソーラーの設置場所で、面積が畑1, 623㎡、現状は牧草地でありました。所有権移転売買で太陽光発電施設であります。添付書類の譲渡し人は大口里にお住まいのSHさん、譲受人は熊本県熊本市南区にお住まいのNYさんです。その他必要書類・関係書類は全部揃っております。問題はないと思います。農業委員の方々のご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>補足説明ございますか。</p>
1 8 番 推 進 委 員		<p>補足説明といたしますか、この付近も一帯がソーラー発電の施設が作ってありまして、転用に問題はない、2種農地であるということで了解しました。</p>
3 番 推 進 委 員		<p>太陽光パネルの設置予定は232枚で、60・32kwを予定されています。</p>
議	長	<p>3番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号8番について、意見の決定並びに許可及び諮問の決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長 全員挙手。
よって、整理番号8番は意見ならびに許可及び諮問が決定いたしました。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について。申請件数8件のうち、許可及び諮問8件が決定いたしました。

議案第6号

議長 議案第6号 非農地証明願について提案いたします。

整理番号1番について担当推進委員の報告を求めます。
2番推進委員。

2番推進委員 議案第6号 非農地証明願についてのうち整理番号1番につきまして去る4月25日、当日は立合い者不在のため委員のみの調査をいたしました。農業委員の9番委員、推進委員の1番委員、2番委員において共同調査を行いましたので、2番が報告いたします。

申請人はMYさんの相続人代表者・MTさんで鹿児島市広木に居住され、年齢は61歳であります。申請地は、大口白木字牧ヶ嶺1037-1、外2筆の田んぼで、地積は3641㎡であります。

非農地となった時期は平成7年5月ころであります。原因は高齢により耕作が難しくなったうえに、周囲が山林化し耕作を断念したということであります。申請地の現況は竹藪で周囲の状況は、北側が高土手の草藪の他はすべて山林に囲まれております。以上のような状況から3人で協議いたしました結果、農地性は損失し、農地への復旧は困難であると判断いたしました。添付書類といたしまして全部事項証明書、航空写真、地籍が添付されております。農業委員の皆様方の審議方をお願いいたしますして私の報告を終わります。

議長 2番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって、整理番号1番は非農地証明が決定いたしました。

議案第6号 非農地証明願は1件申請のうち、1件の証明の許可が決定いたしました。

————— 議案第7号 —————

議 長

議案7号 農業委員会が定める別段の面積(下限面積)改正農地法第3条第2項第5号の決定について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第7号 別段の面積(下限面積)の決定について。

平成21年の農地法改正により農業委員会が農林水産省の定める基準値ならびに市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところによりこれを行なったときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定ということになりました。農地の売買・相続等には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要ですが、許可要件の1つに所有農地の下限面積が定められています。下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する面積が一定以上にならないと許可は出来ないとするものです。なお、農地法では下限面積が地域の平均的な規模や新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合には、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっていますので、今年度の下限面積の設定についてご審議をお願いします。

手元にお配りしてございます県内の市町村の別段面積の設定状況をあわせてご覧ください。

議 長

只今、事務局の説明がありました。昨年30aに引き下げをしてあります。変更するかしないかを農業委員の皆様にお聞きしたいと思います。意見のある方は申し述べてください。

	はい。2番委員
2 番 農 業 委 員	昨年30aという形で決めて、丁度1年経過してこのままで問題がなければ、意見がなければ、このまま30aの下限面積でよろしいと思います。
議 長	伊佐市は下限面積を現行のまま、昨年と同じ30aにするということ でよいという方は挙手をお願いいたします。
	(挙手)
議 長	賛成多数により、議案7号 農業委員会が定める別段の面積（下限面積）改正農地法第3条第2項第5号の決定については、伊佐市の農業委員会が定める下限面積は、30aとすることにいたします。
————— 議案第8号 —————	
議 長	議案第8号 非農地証明願の内規について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	最初にお配りいたしました別添の資料をご覧いただきたいと思 います。 議案書の中にも非農地証明願の内規についてということで、この非農地証明願というのが基本的には、20年以上不耕作地であって、さらに農地に戻らない部分というのを農地法を適用しない形で伊佐市の農業委員会として内規をつくっている分です。今度、正誤表ということで最初に議案書の中に入っているのとちょっと文言が違うところがありましたので、正誤表をつけさせていただきました。 その中で3ページの3号になるんですけど、現地調査とあると思 います。ここが農業委員会は非農地証明願の受付を農業委員複数人により、ということで昨年4月1日に内規を定めたんですが、今度の4月の法改正によって、最適化推進委員さんと農業委員さんとどちらも回れるような感じで、内規を改正ということで最適化推進委員または農業委員複数人により現地調査を行いということで改正したく今回議案の方にあげさせていただきました。委員さんのご審議方よろしくお願 いします。
議 長	只今、事務局の説明がありました。非農地証明事務取扱要綱について、委員の皆さん何かお聞きしたいことがありますか。

(「なし」という声、あり。)

議 長 非農地証明事務取扱要綱について、これでよいという方は挙手をもとめます。

(挙手)

議 長 賛成多数でございます。
議案第8号 非農地証明事務取扱要綱について、決定することにいたします。
その他。

事 務 局 はい。
総会資料の124ページをご覧ください。
4月の月例報告をいたします。
去る8日金曜日、4月の定例常設審議委員会が鹿児島市の方でありました。それから25日が現地調査ということで実施しております。28日今日が第2回の農業委員会の総会です。
5月分の行事予定ですが、9日が5月の定例常設審議委員会で鹿児島市の方であります。それから25日が現地調査になります。31日が第3回の農業委員会の総会です。
月例報告は以上です。

議 長 今回初めての推進委員・農業委員合わせての総会になりまして、色々不都合があった事をお詫びいたします。

事 務 局 長 それでは平成28年度 第2回農業委員会総会を終了します。

事 務 局 長 姿勢を正して下さい。
一同礼
お疲れ様でした。

【終了時間 午後4時35分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 3 番委員

伊佐市農業委員 4 番委員